

入札公告

次のとおり総合評価落札方式による一般競争入札に付します。

令和 3 年 2 月 2 2 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
開発調査センター 所長 伏島 一平
(公印省略)

1. 調達内容

(1) 調達件名及び数量 海洋水産資源開発事業（遠洋かつお釣：太平洋中・西部海域）に係る用船及び漁獲物販売委託業務

(2) 調達仕様 入札説明書による。

(3) 履行期間
自) 令和 3 年 5 月 1 日
至) 令和 3 年 6 月 1 9 日
自) 令和 3 年 1 0 月 1 0 日
至) 令和 4 年 3 月 3 1 日

(4) 履行場所 入札説明書による。

(5) 入札方法 入札金額は、用船料 1 ヶ月分には相当する金額を記載すること。また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

(1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成 1 3 年 4 月 1 日付け 1 3 水研第 6 5 号）第 1 2 条第 1 項及び第 1 3 条の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 3 1 ・ 3 2 ・ 3 3 年度又は令和 1 ・ 2 ・ 3 年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「その他」で「A」、 「B」、 「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。ただし、地方公共団体を除く。

(3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

3. 入札説明書等の交付方法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。

① 直接交付

神奈川県横浜市神奈川区新浦島町 1 - 1 - 2 5
テクノウェイブ 1 0 0 6 階
国立研究開発法人水産研究・教育機構
開発調査センター開発業務課
電話 0 4 5 - 2 7 7 - 0 1 7 9
F A X 0 4 5 - 2 7 7 - 0 2 0 9

② 宅配便着払いによる交付

任意様式に「海洋水産資源開発事業（遠洋かつお釣：太平洋中・西部海域）に係る用船及び漁獲物販売委託業務入札説明書宅配便着払いにて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あて F A X 送信すること。

③ メールによる交付

任意書式に「海洋水産資源開発事業（遠洋かつお釣：太平洋中・西部海域）に係る用船及び漁獲物販売委託業務入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のう

え、上記①あてFAX送信すること。

4. 入札説明会の日時及び場所等

仕様に記載のとおり、入札説明会を開催し、入札説明書の取扱い等について説明する。入札説明書の取扱い等については、入札説明書に記載のとおりである。入札説明書の取扱い等については、入札説明書に記載のとおりである。入札説明書の取扱い等については、入札説明書に記載のとおりである。

5. 提案書の提出方法

入札者は入札説明書に示す提案書を下記6.に定める受領期限までに提出場所へ提出すること。

6. 入札の日時及び場所等

(1) 入札書の受領期限及び提出場所

令和3年4月6日 17時00分
3. ①に同じ。

(2) 開札の日時及び場所

令和3年4月12日 14時30分
神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25
国立研究開発法人水産研究・教育機構会議室
開札後、価格評価点の合計作業がまた、下記7.で不合格となつた者の入札書は開札しない。

7. 提案書の審査

入札者が提出した提案書は、評価項目一覧（要求事項）に記載している評価基準に基づき審査し、点数を満たさなければ不合格となる。

8. その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要。

(5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内であり、かつ、基礎項目の要求価格を満たし、かつ、その価格が最も低い者とする。ただし、同等の価格を提示する者が複数ある場合は、抽籤による決定とする。

(6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。ただし、地方公共団体を除く。

(7) 詳細は入札説明書による。

9. 契約に係る情報の公表

(1) 公表の対象となる契約先

① 当該契約先（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
② 当該契約先との取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

※注2
なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。

※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する

※注 2 者であるかを問わらず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与え、認めらるる者を含む。額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額による。取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。

(2) 公表する情報
上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
① 当機構の役員経歴、経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
② 当機構との間の取引高
③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれか
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報
① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日
契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

(5) その他
当機構ホームページ(契約に関する情報)に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認くださいとともに、所要情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。
なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

10. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定)に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」(URL: http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf)をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類(①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書)は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。
なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大、学校いずれか1箇所に1回提出しただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

用 船 仕 様 書

1. 調査名：海洋水産資源開発事業（遠洋かつお釣：太平洋中・西部海域）

2. 調査目的・概要

遠洋かつお釣漁業において、漁場探索能力の高度化等による操業効率の向上と省エネルギー化等による収益性改善に資する技術開発を行い、当該漁業の経営の安定と持続的な発展に資することを目的とする。このため、遠洋かつお釣漁船を用船し、5から6月に日本近海から天皇海山・西経海区で、10から3月に北緯中南・ミッドウェイから南方海域で調査を実施する。

3. 調査項目

(1) 漁場探索技術の高度化

当該調査では mini-PAT（Wildlife Computers 社製）を6台、mr-PATを6台、それぞれ購入する。mini-PATの浮上設定は50～150日程度とし、令和2年度の調査で最も効果的だった新規装着方法で長期追跡を試みる。用船期間外にタグが浮上する設定であることから、浮上データは協力船を介して当業船に配信することとし、協力船から情報収集及び QRY 情報などから秋ビンナガ漁場への活用方法を検討する。また、mr-PATの浮上設定は3～20日とし、浮上データを第1次航海における短期間後のビンナガ魚群の探索に活用する。なお、タグが早期浮上した際は浮上原因を、死亡、捕食及び脱落にカテゴリー分けし、放流後や脱落直前の個体の遊泳異常などから、装着方法の有効性について検証する。また、取得情報を用いて、移動経路、漁場及び水温等の関係について整理する。

(2) 自動釣り機開発

負荷検知機能の強化及び2軸化による誘い能力の向上が施された電動自動釣り機（以下、導入機）を活用し、釣獲能力の検証を行う。釣獲能力の検証では、釣獲率（釣機の釣獲尾数／隣接乗組員の釣獲尾数×100）を用いて比較する。第1次航海で近海のビンナガ及びカツオの、第2次～第4次航海で南方のカツオの釣獲能力の把握が可能となることから、これらのデータを活用し、本機を周年使用した際の釣獲能力を明らかにする。また、投げ込み、誘い、針掛かり検知、釣り上げ、針外しといった各工程別の動作を分析し、設定の最適化あるいはソフトウェア・ファームウェアの改良を施す。また、現在設置されている左舷側のみならず、船尾側での使用方法の検討など、実用化のために必要な情報収集を行う。

(3) 冷凍カツオおよびビンナガの付加価値向上のための技術開

令和3年度調査では高脂肪含有のカツオが漁獲される時期に調査が計画されていないことから、カツオ用近赤外線脂肪測定機の検量線を開発するために、高脂肪含有魚のサンプルの購入を行い、検量線の精度を向上させる。また、ビンナガについても必要に応じて、高脂肪含有魚のサンプリングを行う。これらの高脂肪含有魚の販売方法の検討については、近海におけるカツオの単価や脂の乗り具合などに関する聞き取り調査を行う。当該情報収集から得られた知見をもとに、令和4年度以降に実施する脂肪データを活用した販売方法について検討を行う。

(4) その他の技術開発に向けた基礎知見の収集等

4-1) フィッシュポンプを用いた活餌積み込み技術の高度化

フィッシュポンプによる水切り装置を用いた活餌積み込み試験を引き続き行い、水温の上昇及び溶存酸素量の低下の抑制効果について検証する。また、活餌の積み込み数量の計数自動化について、令和2年度に行った予備試験の結果も参考にしつつ、実現可能性について検討する。

4-2) 魚種別銘柄別漁獲量の自動計測方法の検討

AIを活用した画像解析技術の構築に向けた教師データとなる情報の蓄積を引き続き行う。また、凍結魚をブライン倉から保冷倉に移す際にコンベアやシューター上での撮影などの環境条件毎の違いも検討する

(5) 生物調査及び海洋観測

生物調査及び海洋観測に係る調査員の補助を行う。

4. 船舶要目

(1) 漁業種類：かつお一本釣り漁業

(2) 航海能力：50日以上

(3) 総トン数：450トン以上

(4) 漁労設備等：竿釣り操業に必要な漁具及び曳き縄設備を有すること。

(5) 付帯設備

①航海計器等：GPS，プロッター，航海レーダー，海鳥レーダー，スキャニングソナー（25～200kHz から2周波），魚群探知機（25～200kHz から2周波），デジタル水温計，潮流計，風向風力計，インマルサット電話，船舶電話，SSB，VHF，VSATを有すること。

②調査員室：調査員用の個室が確保されており，机・照明・収納・就寝具を有すること。

③冷凍設備：ブライン式冷凍設備を有し，日産30トン以上のブライン1級冷凍製品の生産が可能なこと。

④保冷設備：-40℃以下で保冷可能で，ブライン1級製品を350トン以上保冷可能なこと。

⑤その他：機関室において主機及び補機の燃油消費量を流量計で計測できること。

フィッシュポンプを使用した活餌の積み込みが行えるスペースがあること。上記装置用の200V電源を使えること。

自動釣り機を設置できるスペースがあること。上記装置用の200V電源を使えること。

(6) その他

①最大搭載人員中に，その他の乗船者として2名以上を含んでいること。

②本船は，以上の要件の他，法令で定められた設備は勿論，調査運航に支障を来さない相当の設備及び付属品を備え，かつこれらが維持管理されていること。

③用船主は乗組員に対して，雇用体系について正しく説明すること。

5. 乗組員

- (1) 乗組員数 30 名以内とし、漁労長、船長、一等航海士、二等航海士、機関長、一等機関士、二等機関士、通信長が確保されていること。また、西経域の調査を行う可能性もあることから、甲区域で操業可能とすること。
- (2) 漁労長はかつお釣漁業の十分な知識と技量を有すること。
- (3) 乗組員の過半数がかつお釣漁業の経験を有すること。
- (4) 乗組員は身体頑健にして船上労働に耐えうる者であること。
- (5) 出入港時および操業中は恒常的にヘルメットおよびライフジャケットを着用すること。

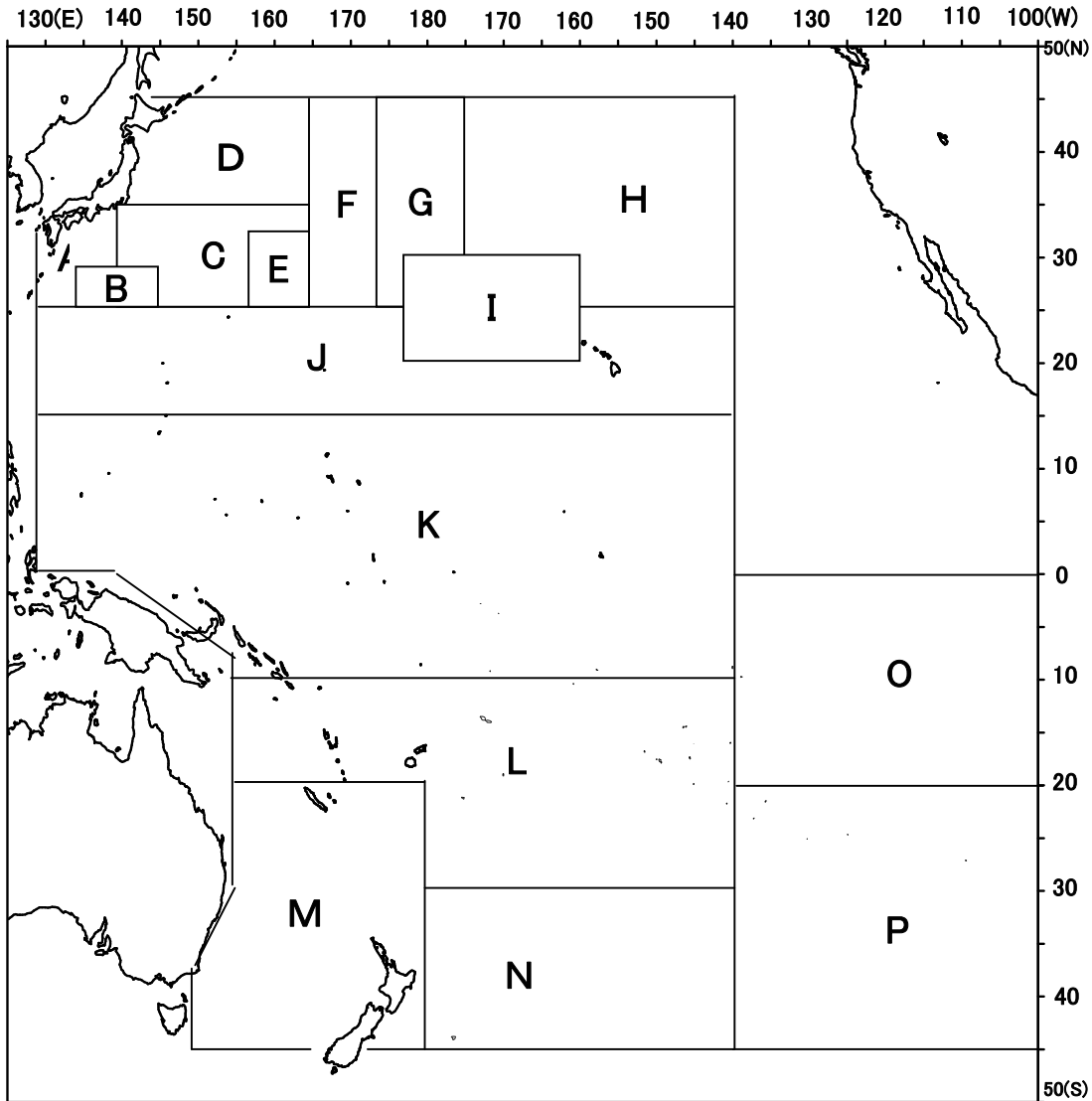
6. 用船期間及び調査日程

- (1) 用船期間：令和 3 年 5 月 1 日～令和 3 年 6 月 19 日及び令和 3 年 10 月 10 日～令和 4 年 3 月 31 日
- (2) 調査日程：

令和 3 年 5 月 1 日	用船開始（焼津又は枕崎港）
令和 3 年 6 月 19 日	用船解除（焼津又は枕崎港）
令和 3 年 10 月 10 日	用船開始（焼津又は枕崎港）
令和 4 年 3 月 31 日	用船解除（焼津又は枕崎港）

この間、第 1 次航海は 5 から 6 月に日本近海から天皇海山・西経海区で、第 2 から 4 次航海は 10～3 月に北緯中南・ミッドウェイから南方海区で、操業調査をそれぞれ実施する。水揚げ及び補給等は、主に焼津港又は枕崎港において行う。

7. 調査海域：太平洋中・西部海域



日本東方沖合海域

日本近海海区

- A. 伊豆列島西側漁場
- B. 西之島漁場
- C. 伊豆列島東側漁場
- D. 東側漁場
- E. シャッキー海膨漁場

天皇海山・西経海区

- F. 天皇海山漁場
- G. 天皇海山沖合漁場
- H. 西経漁場

ミッドウェイ海区

- I. ミッドウェイ近海漁場
- J. 北緯中南漁場

南太平洋海域

南方海区

- K. 南洋漁場
- L. 南緯中南漁場

タスマン・ニュージーランド海区

- M. タスマン海公海漁場
- N. ニュージーランド東側漁場

タヒチ海区

- O. タヒチ東方
- P. タヒチ南東

8. 担当研究所 開発調査センター

9. 船舶に搭載するコンピューター又は乗組員の使用するコンピューター並びに電磁的記録媒体のセキュリティーチェック

(1) 船舶に積載する一切のコンピューター及び電磁的記録媒体については、用船

開始時又は寄港地からの出港時にセキュリティーチェック（コンピューターウイルスの排除処理）を行うこと。

(2) 上記(1)のチェックは、契約者又は乗組員が用意した最新のウイルスに対応した検知・排除用のデータに基づいて行うか、調査員が用意するウイルスチェック用のソフトウェア（注）の何れかで行うこと。（注）調査員は、マイクロソフト社の【Microsoft Security Essentials】を持参する予定であるが、このソフトウェアに起因する故障やデータの破損等については、一切、開発調査センターでは保障しない。したがって、契約者又は乗組員がセキュリティーチェックを行うことが望ましい。

10. その他

(1) 詳細については担当職員の指示に従い、履行するものとする。

(2) 運航に関する事項については、本仕様書に定めるもののほか、別添「調査船に関する用船仕様書」によるものとする。

(3) 用船契約期間中に消費した燃油は当センターが別途供給するものとする。

(4) 他の公的機関が実施する事業に参画していない者であるか、または、参画している者であっても本調査事業に参画する期間中に調整が可能である者。

漁獲物販売委託業務仕様書

1. 調査名 海洋水産資源開発事業（遠洋かつお釣：太平洋中・西部海域）
2. 業務目的等 本業務は、国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下、「機構」という。）が用船の目的である調査を実施することにより漁獲する漁獲物について、適切な販売収入を獲得するため、水揚げ港の選定、水揚げ作業の調整、販売に係る諸手続き、販売結果の報告及び代金の回収に関する業務等を行う。
なお、本業務を実施する場合、第三者へ委託することを妨げない。
3. 予定水揚げ港 静岡県焼津市焼津港又は鹿児島県枕崎市枕崎港
4. 業務期間 自) 令和3年5月1日 至) 令和3年6月19日
及び
自) 令和3年10月10日 至) 令和4年3月31日
5. 予定水揚げ数量及び主な漁獲物
年間予定水揚げ数量：約830トン
主な漁獲物：遠洋かつお釣船で漁獲した漁獲物（主にカツオ・マグロ類）
6. 手数料率 本件に係る手数料率の上限は、1.0%とする。
なお、上記の率により計算される手数料には、市場又は販売先が差し引く手数料及び同者が手配した水揚げ及び販売に係る直接経費は含まれないが、契約者が第三者に本業務の一部又は全部を委託した場合の手数料及び直接経費は全て含まれることとする。
7. 業務内容 上記5.の漁獲物販売に係る以下の業務を行うこと。
 - (1) 予定する港の水揚げ及び販売に係る必要な手続き、手配に関する事項
 - ①当機構の漁獲物が適切な価格で販売できるよう、市況及び各市場の間屋等を通じて情報を収集し、最適な水揚げ港・市場を提案すること。
 - ②市場に対して入港日、漁獲物明細、ハッチプラン等を連絡し、当機構と打ち合わせのうえ、販売方法（市場上場、倉入の割合等）の

調整を図ること。

③スムーズに市場上場ができるように、市場において必要な手続について行うこと。

④漁獲物の単価向上のため、仲買人への漁獲物（製品）のPR等を行うこと。

(2) 対象漁獲物の相場及び需給状況の情報提供に関する事項

当機構の販売戦略に役立つよう、各港における市況等の情報提供を行うこと。

(3) 水揚げ及び漁獲物検量の立ち合いに関する事項

全ての水揚げに立ち合いを求めないが、当機構の立合いの依頼については、誠実に対応すること。

(4) 販売結果の報告に関する事項

販売結果については、事前に当機構と報告方法を調整し、証拠証券（市場仕切書等）添付して提出すること。

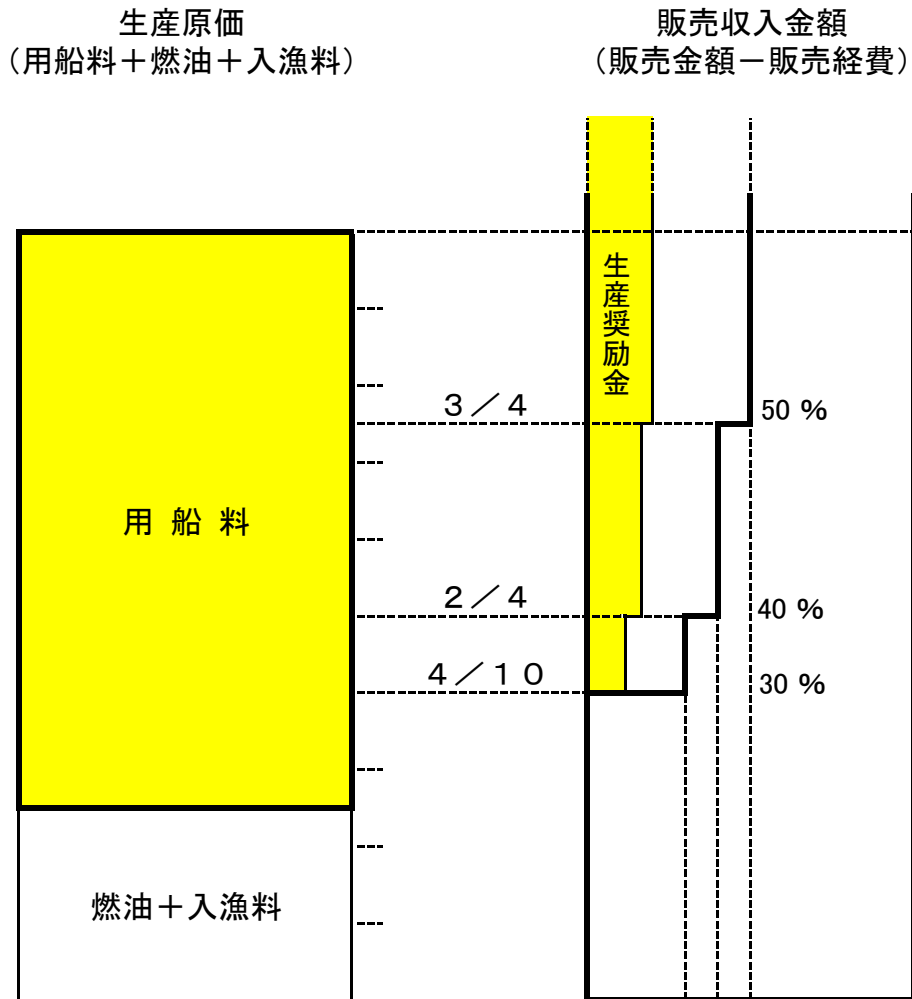
(5) 販売代金の当機構への送金に関する事項

販売代金は、市場又は販売先から入金後、業務委託手数料分差し引いた額を遅滞なく当機構指定の口座に振り込むこと。

8. その他

漁獲物の販売に係わる上記以外の業務が発生した場合は担当職員の指示によるものとする。なお、詳細については、担当職員の指示に従うこと。

生産奨励金の考え方



生産奨励金歩合

- ① 生産原価の 4 / 10 ~ 2 / 4 までの部分 × 30%
- ② 生産原価の 2 / 4 ~ 3 / 4 までの部分 × 40%
- ③ 生産原価の 3 / 4 以上 × 50%

$$\text{生産奨励金} = (\text{①} + \text{②} + \text{③}) \times 4 / 10$$

支払う用船料 = 用船料 + 生産奨励金

※ 用船料は各月払い、生産奨励金は契約期間終了後の精算払い